平成２８年度

茨木市立養精中学校いじめ防止基本方針

（いじめの定義）

「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」＜いじめ防止対策推進法第２条＞

（学校教育目標）

自学実践　~自ら考え、進んで実践する生徒の育成をめざす～

1　いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

（基本理念）

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、加害生徒、周辺の関係者、保護者についても重大な影響を与えるものである。本基本方針は、「いじめ防止対策推進法」第 13 条の規定に基づいて、これまで本校が示してきた教育に係る指導等をあらためて確認・徹底し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

（いじめの禁止）

生徒は、いじめ行為をしてはならない。いじめ行為をはやし立ててはいけない。いじめ行為を黙認してはならない。いじめ行為の傍観者になってはならない。

（学校及び教職員の責務）

教職員は、いじめ行為を絶対に認めない。放置しない。見過ごさない。すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう教育活動を進める。保護者やＰＴＡ、青健協、地域、小学校、吹田子ども家庭センターや茨木警察署等をはじめとする関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめ予防と早期発見に取り組むとともに、いじめ事象および疑わしい事象が残念にも発生したときは、適切かつ迅速にこれに対処し、事象の再発防止と教訓化に努める。

2　いじめの防止等のための基本となる事項

（１）基本施策

①　学校におけるいじめの防止

生徒の豊かな情操と人権感覚及び道徳心を培い、心の通う人間関係構築の能力を養うこ

とがいじめの防止に資することを踏まえ、本校の全ての教育活動を通じた人権教育・道徳教育及び集団活動や体験活動等の充実を図る。

ア　わかる授業づくりの推進により、自己有用感や自己肯定感を育む

イ　絆づくり、居場所作り、集団作りの取組みの推進

ウ　障がいのある児童等への理解を深め、すべての児童等にとって安心・安全な学校作りの推進

エ　規範意識の醸成（道徳教育の推進）

オ　生徒会活動の活性化、体験活動の充実

カ　いじめ撲滅テーマソング「一人じゃないよ」及び啓発教材の活用

② いじめの早期発見のための措置

ア　ささいな変化に気づく

・情報の収集、共有を常に意識して行い、積極的に活用する

・保護者、地域の方からの相談、情報提供についても積極的に受け入れる

イ　いじめ調査等

・生徒対象　生活アンケート　年３回（７月、１２月、３月）

・教育相談週間の設定　年３回

ウ　いじめ相談体制

・相談体制の整備　【窓口：生徒指導主事・教育相談担当者】

・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用

エ　インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

・生徒への情報モラル教育

・犯罪被害防止教室の実施

・保護者への啓発

（２）いじめ防止等に関する措置

① いじめ防止等の対策のための組織「教育相談委員会（いじめ・不登校対策委員会)」の設置

＜構成員＞　チーフ：校長

校長、教頭、首席、生徒指導主事、学年担当者、支援学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、

＜活動＞

・いじめ防止に関すること

・いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）

・いじめ事案への対応に関すること

・いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒理解を深めること

＜開催＞

・週１回（火曜４限）を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

② いじめに対する措置

ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

イ いじめの事実が確認された場合は、学年会議もしくはいじめ・不登校対策会議を開き、いじめをやめさせ、再発防止のため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導・支援とその保護者への助言を継続的に行う。とりわけ、障がいのある生徒へのいじめが生起した場合には、特段の配慮をもって対処する。

ウ 速やかに市教育委員会に報告し、「いじめ対応報告書」を提出する。

エ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

③ 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするため、市教育委員会の学校応援サポートチームと連携し、適切な調査を実施する。

エ 上記調査結果については、市教育委員会と協議の上、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

④ 学校教育自己診断における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の２点を学校教育自己診断の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。

イ いじめの再発防止の取組に関すること。

（別添）

資料１ いじめ防止等に関する年間計画

資料１

茨木市立養精中学校

平成28年度　いじめの防止等に関する年間計画（案）

	学校	児童生徒	保護者	地域・その他
4月	学級開きを通じて絆づくり 校内研修	教育相談週間（二者懇もしくは家庭訪問）	授業参観	
5月	修学旅行・校外学習を通じて絆づくり		土曜参観	青健協運営委員会
6月	授業研			地域一斉清掃 三世代スポーツ大会 青健協運営委員会
7月		生活アンケート① 三　者　懇　談		
8月	校内研修（教育相談技術・いじめ対応）			学校協議会
9月	文化発表会を通じて絆づくりと自己発見			教育相談担当者会
10月	体育祭を通じて絆づくりと自己発見	生徒会役員選挙		
11月	職場体験・校外学習を通じて絆づくりと自己発見 授業研	学校教育自己診断	授業参観	青健協運営委員会
12月		生活アンケート② 三　者　懇　談		地域一斉清掃 学校協議会
1月				
2月		生徒会役員選挙	授業参観	青健協運営委員会
3月	授業研 検証・総括	生活アンケート③ 二　者　懇　談		学校協議会

いじめ・不登校委員会（定例）